

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

➤ 事業の概要

- ・留守家庭の児童に対し、放課後等に適切な遊び、生活の場を与え、その健全育成を図ることを目的とした事業
- ・子ども・子育て支援新制度により H27 年度より地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、放課後児童クラブの質の確保のため、設備及び運営についての基準が新設

➤ 主な基準（H27～）

- ・児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上の専用区画面積の確保
- ・支援の単位（おおむね 40 人以下）ごとに 2 人以上の放課後児童支援員等（うち、1 名以上は有資格者）の配置

➤ 札幌市の現状

① 児童クラブ（公設）

児童会館及びミニ児童会館（小学校内に整備している児童会館）において実施
札幌市が委託した事業者（さっぽろ青少年女性活動協会）が運営
特認校を除くすべての小学校区に整備

② 民間児童育成会

地域の児童育成関係者や父母等で構成する団体が実施
保護者からの負担金と札幌市からの助成等により運営

③ 届出のあった民間児童健全育成事業所

保護者からの負担金等により運営

【開設状況】

区分 \ 年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数
児童クラブ	197	14,135	200	15,652	201	16,796	202	17,913
民間児童育成会	45	1,296	47	1,339	48	1,363	46	1,305
届出事業所	3	118	3	134	4	142	6	184
合 計	245	15,549	250	17,125	253	18,301	254	19,402
区分 \ 年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数
児童クラブ	199	19,396	199	21,247	199	20,965	199	22,436
民間児童育成会	46	1,359	46	1,374	45	1,331	43	1,382
届出事業所	7	209	4	170	5	195	6	189
合 計	252	20,964	249	22,791	249	22,491	248	24,007